

避難行動要支援者対策について

【個別避難計画の現状について】

令和6年9月20日
総務部 危機・防災対策課
個別避難計画作成推進室

【目次】

- 1 個別避難計画とは・・・・・・・・・・・・・ 3頁
- 2 個別避難計画の現状について・・・・・・・・ 4頁

1 個別避難計画とは

個別避難計画とは、災害時の避難に支援が必要な方（避難行動要支援者※）一人ひとりについて、災害が発生した際にスムーズに避難支援を行えるよう、主に以下の3点についてあらかじめ決めておく避難のための計画

- ①どこに避難するか（避難先）
- ②誰が避難を支援するか（避難支援実施者）
- ③どのように避難するか（避難方法（手段））

※避難行動要支援者とは

「避難行動要支援者名簿」に掲載された約 1 万人の市民。

【名簿への掲載対象となる方】

施設等に入所していない方で下記に該当する方

- ①介護保険における要介護3・4・5の認定者
- ②身体障害者手帳の1級・2級の所持者
- ③療育手帳のA1・A2の所持者
- ④小児慢性特定疾病及び特定医療費（指定難病）受給者のうち、寝たきり及び人工呼吸器、吸引器、酸素濃縮器の利用者
- ⑤民生委員が把握している高齢者等のうち、避難行動に支援が必要と判断された方
- ⑥上記以外に避難に支援が必要で、名簿登録を希望する方で、市長が認めるもの

2 個別避難計画の現状について

災害対策基本法(第49条の14第1項)による計画作成対象者
※避難行動要支援者(約1万人)

内閣府の取組指針より、計画作成優先度の高い対象者をハザードリスクで特定
土砂災害(特別)警戒区域
大河川(瀬田川・大戸川・草津川)の浸水想定区域(想定浸水深0.5m以上)
上記区域に居住される方に計画作成についての同意確認文書の発送

担当のケアマネジャー等
専門職がおられる方

専門職が作成

※専門職に対し、室から訪問を行い、直接作成を依頼

避難先施設や地域住民
との調整が必要な場合

地域調整会議等
を実施して計画
作成を進めていく

避難先施設や地域住民
との調整が必要な場合

担当のケアマネジャー等
専門職がおられない方

セルフプラン

※本人や家族による
計画作成を市が支援

必要に応じて市が支援します

2 個別避難計画の現状について

■令和6年7月末時点の個別避難計画作成状況

年度	室(専門職、セルフ)	保健予防課 (指定難病)	母子保健課 (小児慢性特定疾病)	総合計
R3 (モデル)	2	1	0	3
R4	14(7、7)	13	8	35
R5	138(114、24)	25	5	168
R6	29(16、13)	1	1	31
合計	183	40	14	237

■今後の課題について

個別避難計画の作成については、令和8年度以降は優先作成対象者以外の避難行動要支援者名簿掲載者（約1万人）も計画作成の対象者となる見込みです。

令和8年度以降の作成推進方法については、今後、国の方針や他都市の動向を注視しながら、検討を行う必要があります。